

八雲町地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、八雲町地域公共交通活性化協議会設置要綱に規定する委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 委員が八雲町地域公共交通活性化協議会の会議（以下「会議」という。）に出席したときの報酬は、日額6,000円とする。ただし、行政機関の職員、その他申し出のあった委員については支給しない。

2 委員の代理の者が出席したときは、出席した者に支払う。

3 会議の議決及び承認案件が書面開催となったときは、当該議決、及び承認に参加した委員に限り支払う。

（費用弁償）

第3条 委員が会議に出席したときは、費用弁償を支給する。ただし、行政機関の職員、その他申し出のあった委員については支給しない。

2 費用弁償額は、別紙のとおりとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月26日から施行する。

別表

種 類	費用弁償額	備考
車賃	30 円/1km	路程 1km 未満の端数は切り捨て
公共交通機関	実費額	タクシーは除く。

備考

- 1 片道 2km 未満の者については、これを支給しない。
- 2 最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、天災その他やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 公共交通機関は、最も経済的な通常の経路及び方法で利用した時点の運賃とする。ただし、天災等、その他やむを得ない場合を除き、当該運賃を車賃として支給する。